

〔平成29年2月25日
理事会制定〕

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道千歳リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神の下に、生命の尊厳を基調とする医療専門職としての使命感を自覚し、社会に奉仕し得る人間の育成、並びに専門的研究の成果を人類の福祉に活かしていくことのできる人材の養成を通じて、我が国の保健医療の発展と国民の健康に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検評価に関する必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、健康科学部を置く。

2 健康科学部にリハビリテーション学科を置く。

3 リハビリテーション学科に理学療法学専攻及び作業療法学専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
理学療法学専攻	80人	320人
作業療法学専攻	30人	120人

(学部及び学科における教育研究上の目的)

第4条 健康科学部リハビリテーション学科は、学問的探求心を備え、豊かな人間性と幅広い教養と視野をもつ医療専門職を育成する。

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条から第27条までの規定により入学した学生は、第28条の規定により定められた在学すべき年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日8月31日（大学設置認可日）

(4) 夏季休業8月15日から9月30日まで

(5) 冬季休業12月25日から1月6日まで

(6) 春季休業3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は特に必要と認める場合は休業日を変更し授業日に、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学における教育上の目的を達成するため、授業科目を教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分して編成する。

2 学生が履修すべき授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 授業科目の履修方法その他必要な事項については、別に定める。

(授業の方法等)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技若しくはこれらの併用により実施する。

2 学生に対して、授業の方法、内容及び1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位数の計算)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

(他の大学等における授業科目の履修及び単位認定)

第15条 本学が教育研究上有益と認めるときは、他の大学又は外国の大学等との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第16条 本学が教育研究上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得した者とみなすことができる。
- 2 前項の単位認定は、編入学、転学等の場合を除き、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

- 第17条 各授業科目を履修した者には、単位認定のための試験を行う。試験は原則として学期末に行う。
- 2 試験は、筆記、口述、論文により行うものとする。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、学修の評価及び出席状況を勘案して行うことができる。
- 3 疾病その他正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行うことがある。
- 4 試験の成績が不合格のため、所定の単位を修得できなかった授業科目については、再試験を行うことがある。
- 5 各授業科目の受講時間が3分の2に満たないときは、原則としてその科目の試験を受けることはできない。また、実習については、実習時間の5分の1以上欠席した場合には、実習の評価を受けることはできない。

(成績)

第18条 授業科目の試験の成績は、S（100点から90点）、A（89点から80点）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（59点以下）の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第22条 入学を志願する者は、本学所定の書類に第44条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期及び方法については、別に定める。

（入学試験）

第23条 前条の入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

2 前条に規定する選考は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、入学に関する所定の書類を提出するとともに、入学金及びその他の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第25条 本学を卒業した者又は退学した者で、本学への再入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて再入学を許可することができる。

2 第43条に定める懲戒処分により退学した者には、再入学を許可しない。

（編入学）

第26条 他の大学を卒業した者又は退学した者で、本学への編入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて相当年次への編入学を許可することができる。

（転入学）

第27条 他の大学に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて転入学を許可することができる。

(再入学等の場合の取扱い)

第28条 前3条に規定する入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年限の取扱いについては、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転専攻)

第29条 リハビリテーション学科内にあつて転専攻を志願する者があるときは、学長は転専攻を許可することができる。

(休学)

第30条 疾病その他やむを得ない理由により1カ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願に医師の診断書又は理由書を添えて学長に提出し、休学の許可を得なければならない。

2 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第33条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 第6条に定める在学年限に算入できる留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学による授業科目の履修及び単位認定については、第14条の規定を準用する。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

(退学)

第35条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聴いて除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第31条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第5章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学して所定の課程を修了し、かつ、試験に合格して所定の単位を授与された者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学位を授与する。

リハビリテーション学科

理学療法学専攻 学士 (理学療法学)

作業療法学専攻 学士 (作業療法学)

第6章 研究生，科目等履修生及び聴講生

(研究生)

第39条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第41条 本学において一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は教授会の意見を聴いて表彰することができる。

2 表彰に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第43条 学生が、学則その他本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の意見を聴いて懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒処分の手続きに関する規定は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第44条 本学に入学を志願する者は、出願に際しては別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学時の納付金)

第45条 入学、再入学、編入学若しくは転入学を許可された者は、別表第2に定める入学金、及び授業料（以下「学費」という。）を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る納付金については、別に定める。

(学費の納付)

第46条 学費は、次の区分で納付しなければならない。

- (1) 前期分 4月末日 年額の2分の1に相当する額
- (2) 後期分 10月末日 年額の2分の1に相当する額

(納付金の返還)

第47条 既に納付した入学検定料、入学金及び学費は、返還しない。ただし、特段の事情があると認められた場合は、返還することができる。

(休学の場合の学費)

第48条 休学期間中の学費は免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の学費を納付しなければならない。

(退学、停学及び除籍の場合の学費)

第49条 退学を許可され、又は命じられた者及び除籍された者は、その日の属する期分の学費を納付しなければならない。

- 2 停学を命じられた者は、停学期間中の学費を納付しなければならない。

(学費の減免等)

第50条 第46条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きを経て、学費の全部又はその一部を減免し、若しくは延納又は分納することができる。

- (1) 天災その他の災害等、やむを得ない理由により学費の納付が困難であると認められる者

- (2) 前号以外の経済的理由等、やむを得ない理由により学費の納付が困難であると認められる者
- (3) その他本学が定める規程等において学費の減免が規定されている者

第9章 職員組織及び教授会

(職員の種類)

第51条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 学長が必要と認めたときは、副学長を置くことができる。

(学部長等)

第52条 学部に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 学長が必要と認めたときは、保健管理センター長、産学連携研究センター長、情報センター長、学生支援センター長を置くことができる。

(事務局)

第53条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項については、別に定める。

(教授会)

第54条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業

- (2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育課程の編成等教育に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 4 教授会の下に教務委員会、学生委員会、研修委員会を置く。

- 5 教授会及び前項の委員会に関する規定は、別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第55条 本学に、大学の教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会に必要な事項は別に定める。

(各種委員会)

第56条 本学に、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会、研究倫理審査委員会、研究委員会、紀要委員会、広報委員会、入試委員会を置く。

- 2 前項の委員会のほか、必要に応じ、その他の委員会を置くことがある。

- 3 前2項の委員会に関して必要な事項は別に定める。

第10章 図書館

(図書館)

第57条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第58条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第59条 本学に公開講座を開設し、学生及び地域の文化的向上に資する。

第13章 雑則

(学則の改廃)

第60条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

この学則は、文部科学大臣の本大学設置の認可を受けて、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第10条第2項関係)

健康科学部リハビリテーション学科授業科目及び単位数

科目区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
教養科目	導入基礎科目	学びの技法	1		
		理解と表現	2		
		社会貢献の方法と実践	1		
		情報学		1	
	人間の理解	心理学	2		
		倫理学		1	
応用倫理学		1			
思想の歴史			1		
歴史学			1		
社会の認識	社会調査法		1		
	現代の社会と人間	1			
	北海道の医療と社会・経済 文化人類学	1		1	
自然の探求	生命科学概論	1			
	自然科学概論	1			
	統計学		1		
	生物学		1		
	基礎生化学	2			
	物理学		1		
	スポーツ・レクリエーション学		1		
英語科目	基礎英語	2			
	英会話		2		
	英語ライティング		2		
	保健医学英語Ⅰ	2			
	保健医学英語Ⅱ		2		
小計 (25科目)			17	16	0

専門基礎科目	基礎医学	人体構造機能学Ⅰ（筋・骨関節系）	2			
		人体構造機能学Ⅰ（神経系）	2			
		人体構造機能学Ⅰ（内臓・脈管系）	2			
		人体構造機能学Ⅱ（筋・骨関節系）	1			
		人体構造機能学Ⅱ（神経系）	1			
		人体構造機能学Ⅱ（内臓・脈管系）	1			
		人体構造機能学実習	3			
		運動学	2			
		運動学演習	2			
		老年学	1			
		人間発達学	1			
		臨床医学	精神障害基礎論	1		
			薬理学概論		1	
	医学概論		1			
	リハビリテーション概論		1			
周術期医療基礎論	1					
内部障害基礎論	2					
運動器障害基礎論	2					
中枢神経障害基礎論	2					
発達障害基礎論	1					
医用画像解析学概論			1			
臨床心理学	2					
医療安全管理学	1					
リハビリテーションの理念 保健医療福祉と	公衆衛生学	1				
	福祉介護概論		1			
	在宅リハビリテーション学		1			
	言語聴覚療法概論		1			
	健康増進障害予防概論	2				
	健康増進障害予防演習Ⅰ（検査測定）	1				
健康増進障害予防演習Ⅱ（実践指導）	1					
小計（30科目）			37	5	0	

専門科目	理学療法専攻科目	基礎理学療法	理学療法概論		1	
			日常生活活動学(理学療法)		2	
			物理療法学		2	
			義肢装具学(理学療法)		2	
		理学療法評価学	理学療法基礎評価学Ⅰ		1	
			理学療法基礎評価学Ⅰ 演習		1	
理学療法基礎評価学Ⅱ			2			
日常生活活動評価学			1			
日常生活活動評価学演習			1			
理学療法治療学	神経障害理学療法学		2			
	神経障害理学療法学演習		1			
	神経障害理学療法学実習		1			
	運動器障害理学療法学		2			
	運動器障害理学療法学演習Ⅰ		1			
	運動器障害理学療法学演習Ⅱ		1			
	内部障害理学療法学		2			
	内部障害理学療法学演習Ⅰ		1			
	内部障害理学療法学演習Ⅱ		1			
学 地域 療法 理	地域理学療法学		2			
	生活環境学(理学療法)		2			
理学療法臨床実習	臨床見学セミナー(理学療法)		1			
	臨床見学実習(理学療法)		1			
	臨床評価学セミナー(理学療法)		1			
	臨床評価学実習(理学療法)		4			
	臨床治療学セミナーⅠ(理学療法)		1			
	臨床治療学実習Ⅰ(理学療法)		8			
	臨床治療学セミナーⅡ(理学療法)		1			
	臨床治療学実習Ⅱ(理学療法)		8			

専門科目	理学療法専攻科目	応用理学療法	ケーススタディー		2	
			理学療法研究法		1	
			理学療法研究法演習（卒業研究）		4	
			理学療法管理学		1	
			理学療法ゼミⅠ		2	
			理学療法ゼミⅡ		4	
			スポーツ傷害理学療法学		1	
			高齢者理学療法学		1	
			神経筋疾患理学療法学		1	
			神経障害理学療法学特論		2	
			運動器障害理学療法学特論		2	
			内部障害理学療法学特論		2	
	小計（40科目）			0	77	0
	作業療法専攻科目	基礎作業療法	作業療法概論		1	
			作業学概論		2	
			作業分析学		2	
			日常生活活動学（作業療法）		2	
			日常生活活動学（作業療法）演習		1	
			義肢装具学（作業療法）		1	
			義肢装具学（作業療法）演習		1	
社会生活行為学				1		
作業療法評価学			作業療法評価学（身体・老年期障害）		1	
		作業療法評価学演習Ⅰ（身体・老年期障害）		1		
		作業療法評価学演習Ⅱ（身体・老年期・発達障害）		1		
		作業療法評価学（精神障害）		1		
		作業療法評価学演習Ⅲ（精神障害）		1		
		作業療法評価学（発達障害）		1		
		作業療法評価学（高次脳機能障害）		1		
		作業療法評価学演習Ⅳ（高次脳機能障害）		1		

専門科目	作業療法専攻科目	作業療法治療学	身体障害作業治療学		2	
			精神障害作業治療学		2	
			発達障害作業治療学		2	
			老年期障害作業治療学		2	
			高次脳機能障害作業治療学		1	
		地域作業療法	生活環境学（作業療法）		2	
			地域作業療法学		2	
		作業療法臨床実習	臨床見学セミナー（作業療法）		1	
			臨床見学実習（作業療法）		1	
			臨床評価学セミナー（作業療法）		1	
臨床評価学実習（作業療法）			4			
臨床治療学セミナーⅠ（作業療法）			1			
臨床治療学実習Ⅰ（作業療法）			8			
臨床治療学セミナーⅡ（作業療法）			1			
臨床治療学実習Ⅱ（作業療法）			8			
応用作業療法	作業療法研究法		1			
	作業療法研究法演習（卒業研究）		4			
	作業療法管理学		1			
	作業療法特別セミナー		3			
	特別支援教育概論		1			
	箱づくり法		1			
	身体・老年期障害作業治療学特論		1			
	精神障害作業治療学特論		1			
	発達障害作業治療学特論		1			
	小計（40科目）			0	71	0
理学療法専攻・作業療法専攻	応用リハビリテーション	生活行為向上リハビリテーション論		2		
		国際医療支援論		1		
	小計（2科目）			0	3	0
合計（137科目）				54	172	0

別表2（第44条，第45条関係）

健康科学部リハビリテーション学科・学生納付金

区 分	金 額
入 学 検 定 料	20,000 円
入 学 料	300,000 円
授業料（年額）	1,300,000 円

※ 但し，大学入試センター試験を利用し，本学の入学試験を受験する場合の入学検定料は半額とする。